

## 第1回 富田林市農業振興地域整備促進協議会（議事要旨）

日 時：令和5年7月31日（月） 14時～15時40分

場 所：富田林市役所 3階 庁議室

事務局：産業まちづくり部 農とみどり推進課

傍聴者：0人

出席者：岡田委員、古川委員、乾委員、山本委員、土井委員、武田委員

### 議事次第

1. 開会
  - (1) 委員紹介及び事務局紹介
  - (2) 会長・副会長の選任
  - (3) 議事録署名人の選任
2. 報告
  - (1) 農業振興地域整備計画について
  - (2) アンケート集計結果及び地域での会議について
3. 議事
  - (1) 富田林農業振興地域整備計画（素案）について
4. その他
5. 閉会

### 議事要旨

1. 開会
  - (2) 会長・副会長の選任  
会長・副会長の選任について、委員の互選により選出を行った。  
協議会の公開・非公開について、公開の承認となった為、本協議会は公開となった。
  - (3) 議事録署名人の選任  
会長より指名され、委員の賛同により選出

2. 報告
  - (1) 農業振興地域整備計画について

#### 【事務局説明】

○農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて定めるものです。国の農用地等の確保等に関する基本指針に基づきまして、都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定し、市町村が農業振興地域整備計画を策定し、農用地区域を指定します。

- 富田林市での本計画の策定状況については、昭和49年度に計画を策定し、その後4回の見直しを実施し、現行の計画は平成25年9月に策定されたものです。
- 策定後10年経過しており、市の農業の現況や将来の見通し、社会情勢等を踏まえて計画変更を行い、令和6年3月の策定に向け検討を進めます。
- 農用地利用計画については、10ha以上の集団的農用地や、農業生産基盤整備事業の対象地等の状況を踏まえ、農用地区域として定めるものです。
- 農用地区域の用途区分としては、農地や農業用施設用地等が定められます。
- 農用地区域と設定された土地は、その保全等を図るため、農地転用や開発行為等の制限措置がとられます。
- 令和4年度に、基礎調査としてアンケート調査や地域での話し合い等を実施しています。
- 今年度は計画案の検討を行い、計画の策定公表を令和6年3月に予定しています。
- 本市農業振興ビジョンでは、地産地消等の関心が拡大していることや、スマート農業デジタルテクノロジーなどの発展などが挙げられています。また、大阪府農政アクションプランの改定や、人口減少、少子高齢化などの課題を踏まえて本計画を策定していく必要があると考えています。

## (2) アンケート集計結果及び地域での会議について

### 【事務局説明】

- 令和4年度に富田林市内の農家や認定農業者を対象にアンケート調査を実施した結果を説明します。
- 配布数1,808名に対し、回収数815名でした。回収率45.1%となりますが、農林業センサスにおける市内農業者数で考えると約80%の回収率であり、市内各実行組合長のご協力のもと、たくさんの方に回答をいただきました。
- 回答者のお住まいの地区については喜志地区の19.7%が最も多く、回答者を年齢で見たところ、70代が一番多く、次いで60代80代が多くなっております。
- あなたが耕作している農地の現状に満足していますかの問いには、どちらかといえば満足しているが36.3%と最も多い状況でした。
- どの点で満足していないかの問いには、複数回答で、ほ場の形状が不整形、耕地分散で不便、農道がない狭いという3点が多い状況でした。
- 現在、あなたが抱えている課題はありますかの問いには、労働力不足、後継者や担い手がいない、農業資材等の高騰という3点が多い状況でした。
- 現在、農業の後継者がいますかの問いには、わからない、後継者がいないという方が多い状況でした。
- 現在と将来の農業経営規模についての問いには、現在の農業経営面積では、10アール未満や10～20アール未満の方が最も多い状況でした。10年後の農業経営規模については、現状維持が5割以上と最も多く、農業をやめる、縮小していくという方も多い状況でした。ただし、1.9%ですが規模を拡大したいという回答もありました。

○今後の農業振興について、何を重視すべきかの問いには、耕作放棄地対策、土地基盤整備、有害鳥獣対策という3点が多い状況でした。

○耕作していない農地を減らす対策として有効な手だての問いには、担い手への農地の貸付、農地の借り手、貸し手の仲介、農地以外に転換するという3点が多い状況でした。

○農業の担い手の確保、育成のため、何が必要だと思うかの問いには、農業新規参入者の育成、企業の農業参入の推進、農地所有の制限を緩和するという3点が多い状況でした。

○お住まいの地域で、現在や今後の農業についての話し合いをする場がありますかの問いには、約50%の方が無いと回答しており、また話し合いの場を設けたいかの問いには、あまり参加したくない回答が一番多い状況でした。次いで、条件によっては参加したい、積極的に参加したいという方が多い状況でした。

○続いて、地域での会議については、錦織地区と西板持地区において、農業の現状や課題これからの農業振興に関して意見交換を行ったものです。話し合いの結果を計画策定の参考とさせていただきます。

○今回の2地区に設定した理由については、錦織地区は新規就農者が少数であり、担い手の高齢化や不足が進んでいること。西板持地区は専業で強い農業経営者が多く、新規就農者や農家レストランなど新しい事業をしたい方も多い地区であること。これら違った要素を持つ2地区を選定しました。

○具体的な意見として錦織地区では、担い手の後継者が不足しているという意見が多かったです。稲刈りなど、人手のいる農作業は、委託の流れになるだろうという意見がありました。

○新たな担い手に対して、農地を貸すこと自体にあまり抵抗はないので、前向きに農業に取り組んでくれる方には、協力したいという意見がありました。

○ほ場整備に関しては、農道や水路を整備していくことが望ましいなどの意見がありました。ただし、ほ場整備において地域のまとめ役がいないうことへの課題が挙げられました。

○市民農園としての農地活用について、実施したい気持ちはあるが、農地を駐車場として使用できればいいという意見もありました。

○また、中核になる品目が地域にあれば、その品目で新規参入が容易でないかという意見もありました。

○西板持地区では、農業振興地域に指定していることによるメリットが出てくるといいという意見がありました。

○農用地区域の指定を除外せずに、用途の規制を緩和することはできないかという意見がありました。

○ほ場整備については、板持地区はパズルみたいな細かい農地があるため、農地を集積して効率的に農業ができるのではないかという意見があった一方、ほ場整備工事により自分の農地の土を失いたくないため、今のままが良いという意見もありました。

○農用地区域の利用制限を緩和して欲しいというお話に関連し、農業用施設について、説明します。

○農業振興地域の整備に関する法律の施行規則で、農業用施設について記載があります。

○農畜産物の生産集荷等に要する施設など、具体的な農業用施設用地の例が、農業振興地域制度に関するガイドラインで示されているのでご覧ください。

○今回の話し合いで特に要望があった農業用施設として、農機具格納庫、集荷場、農畜産物販売施設、休憩所、駐車場、トイレなどを希望する意見がありました。

○最後に関連事例として、農用地域における他市の用途区分の変更事例を紹介しています。一つは、農家レストランの設置で、もう一つは、駐車場と農業用倉庫等の設置です。事務局からの説明は以上です。

#### 【会長】

○全体としては、後継者不足が大きな課題になっていると感じました。一方で錦織地区の話し合いであった意見のように、農地を貸すこと自体にあまり抵抗がないのであれば、担い手の育成と農地を貸すことが、セットで出来るといいという印象を受けました。

○農業用施設用地を柔軟に取り入れることで、農家レストランなどが出来るようになることはいいと思います。

### 3. 議事

#### (1) 富田林農業振興地域整備計画（素案）について

##### 【事務局説明】

○国のガイドラインに沿った必要な項目を見ていただきますと、第1章農用地利用計画、第2章農業生産基盤の整備開発計画、第3章農用地等の保全計画、第4章農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、第5章農業近代化施設の整備計画、第6章農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、第7章農業従事者の安定的な就業の促進計画、第8章生活環境施設の整備計画の項目立てになります。

○第1章農用地利用計画では、国の統計資料などを踏まえて、更新しています。

○本市農業振興ビジョンや地域での話し合いを踏まえて、農機具格納庫や市民農園駐車場などへ対応する農業用施設用地の確保を図る文章を追記しました。

○農用地利用計画においても、農業用施設用地に関して用途区分の変更内容を追記しました。

○農業生産基盤整備開発計画においても、現在、伏見堂・横山地区で実施しているほ場整備事業を追記しました。

○農用地等保全整備計画では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業を活用している4団体を追記し、令和4年改正の大阪府農業振興地域整備基本方針を踏まえた、文章の修正をしました。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策については、令和4年策定の富田林市農業振興ビジョンの内容等を踏まえて記載しました。中でも、新規就農者の確保・育成、認定農業者等の育成対策、地力の維持増進対策、スマート農業の推進を新たに追記しました。

- 農業を担うべき者のための支援の活動については、新規就農者の創出を目的とした、富田林市きらめき農業塾の支援や、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画の策定を追記しました。
- 農業従事者の安定的な就業の促進及び生活環境施設の整備計画については、大阪府農業振興地域整備基本方針を踏まえて、数字や文書の更新をしました。
- 続きまして農用地利用計画の変更案について、説明します。
- 農用地区域の指定については、農地の基盤整備を目的に指定することが大原則となっております。この目的を踏まえた上、現行の農用地区域の指定場所を確認しました。
- 面積は市内全域でおよそ 325ha となり、石川沿いを中心に、本市東側の農業振興地域に区域指定しております。
- 市内全域の農地を地目別に色分けされた地図で、農用地区域指定の地目を確認し、主に田と畑であることが確認できました。但し、農用地区域の指定に地目の制限はなく、山林、雑種地、宅地などでも農用地区域の指定はできます。
- 今回の本計画見直しにおいて、南側の嶽山周辺部分の丘陵地と、東側の千早赤阪村との市境に面している丘陵地のエリアについて、農用地区域の指定を除外した新たな農用地区域の附図を提案しました。
- まず南側の甘南備地区ですが、嶽山の山すそ部分にあたり、かつてはみかん産地として営農が盛んでしたが、現在ではオレンジの自由化等により、ほとんどの農家で栽培を止め、大部分が山林化した状態です。
- 東側においても丘陵地であり、かつてはみかん栽培が盛んであったが、現在は栽培を止めており、山林化が進んでいます。
- どちらの地区においても、水田は継続されているが、農用地区域の設定方針でもあるように、集团的農地が連担することによる、農作業の効率化の面からも、優良な農用地として存在しないと考えられますので、今回、除外の提案をします。また、基盤整備を目的とする農地区域指定の定義からも、概ね 10 年以内に農地基盤整備の可能性が低いと考えられますので、除外の対象としました。
- 農用地除外の面積ですが、南側の甘南備地区においては、131,505㎡の減になります。
- 東側の佐備地区においては、71,358㎡の減になり、東側の東板持地区は、60,375㎡の減になります。
- 除外対象地区を合わせますと、263,392㎡の農用地を除外したいと考えております。説明は以上になります。

#### 【会長】

○計画（案）の中で、大阪府農業振興地域整備基本方針を踏まえて、修正したとありますが、大阪府の基本方針が変更になった部分の説明と、本計画（案）にどう反映したか、もう少し詳細に教えてください。

### 【事務局】

○まず、大阪府農業振興地域整備基本方針が、令和4年に改正されています。中身といたしまして、農用地等の確保のための取組みの推進の中で、8つの項目が挙げられており、継続するものもありますが、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備、非農業的土地需要への対応、交換分合制度の活用、推進体制の確立等、担い手の育成・確保、地産地消の推進、農用地等の面積や土地利用に関する状況の適切な把握という項目があります。この辺りがもう一度見直されました。

○本市は南河内農業地帯に属しており、金剛生駒山系、和泉葛城山系と泉北丘陵に挟まれ、豊かな緑と水に恵まれている。今後、流通機能向上のための基幹となる農道の整備を進めるとともに、生産性向上のためのほ場整備や、農業用水の安定供給のため、ため池、用排水施設等の整備を進めることから、棚田等の貴重な歴史的景観資源については、府民協働による、農空間保全活動を積極的に推進する。また、市街地周辺部においては、農業用水の安定確保を図るため、ため池整備を進めるとともに、府民参加による農空間保全活動や水辺環境学習を実施、農業への理解向上に向けた取組みを進めるという大きな方向性が示されています。これらを踏まえて、加筆・修正をしました。

○本計画（案）の農用地等の保全のための活動において、大阪府でも示された、施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティマネジメントの項目を追記しました。

○農空間の資源を活用した市民共同の推進においても、農業への理解向上という基本的な部分が強調されことにより、本計画（案）も高齢者等の生きがいつくり、児童の体験学習などの多様な目的で、農ある暮らしを享受できる場づくりの促進等を追記しました。

### 【会長】

○農用地区域の指定範囲ですが、除外面積263,392㎡とありましたが、逆に新たに区域に追加される場所はありますか。

### 【事務局】

○ございません。

### 【副会長】

○農業生産基盤の整備開発計画のところで、伏見堂・横山地区の、ほ場整備事業を記載していますが、10haほどほ場整備事業されるとありますが、この地区はどういう事業を実施するのか簡単に説明してください。

**【事務局】**

○伏見堂・横山地区においては、後継者不足が深刻な問題となっておりました。本来、ほ場整備を実施する場合、地元農業者の事業費負担が発生しますが、今回のほ場整備事業においては、大阪府みどり公社に農地を貸し、ほ場整備完了後に集約された農地を法人に貸す仕組みとなっており、地元農業者の事業費負担はございません。

○令和2年度から事業着手をしており、令和5年度に概ね工事が完了する予定です。

**【会長】**

○今回の改定の大きなポイントとして、農業用施設用地の確保がありますが、農業に供するトイレ、駐車場、農家レストランといったものが、農用地区域で設置可能になるということですが、今まで農地のみ使用だったものが、比較的使いやすく農業展開が可能になるのは大きな意味を持つと思います。これは、地域の話し合いなどで、地元のニーズがあると理解しているのですか。

**【事務局】**

○はい、ニーズはございます。

**【A 委員】**

○東条土地改良区は、農用地区域からはずれていますか。また、現行の農用地区域よりも今回の農用地区域（案）は、農用地区域を減らすことで、建物とかは建てられないということですか。

**【事務局】**

○東条土地改良区は農用地区域から除外しておりません。農用地区域から除外することで、普通の農地になります。農地としての縛りが減り、何か次の展開も可能になってくると思います。

○今回の農業用施設用地の用途区分については、あくまで農用地区域の指定がされたまま、農地または、農業用施設用地として展開できるというものです。

○今回の提案した農用地区域除外の3地区以外にも、幹線道路沿いなど集団的農地といえない農地などは、部分的に整理させていただけたらと思います。こちらについては、次回の協議会でお示しできるように、準備を進めてまいります。

**【D 委員】**

○農地に建物を建てる場合、1農家200㎡までの制限があったと思うのですが、先ほどあった関連事例の事例2ですが、農用地面積9,420㎡の内、農業用施設用地として3,485㎡に事務所、駐車場、倉庫の設置とありますが、栽培面積とは別にこの規模の建物を建てることのできるのですか。

**【事務局】**

○今後の運用としては、営農規模（従業員数、耕地面積等）によってどの程度の農業用施設用地が必要になってくるかは、事務局で精査しますが、上限面積のようなものはございません。また、必要に応じて建築確認など関連法令は厳守する必要があります。

**【D 委員】**

○本計画の農用地等利用の方針の表で、農業用施設用地の現状や将来の数字が0%になっていますが、ここには数値は入れなくていいのですか。

**【事務局】**

○現在、具体的な計画として示せるものがないため、このような記載になります。具体的な整備計画があれば、こちらに反映いたします。

**【D 委員】**

○10年後を見据えた計画なので、もしかすると10年後にこうなっていればいいというような数値を入れてもいいのではないかと。

**【事務局】**

○本計画策定における国のガイドラインに沿って作成しているため、具体的な計画がないものについては、0%となります。

**【D 委員】**

○富田林市農業公園（サバーファーム）は、農用地区域と思いますが、事務所やレストランの建物はどういう扱いになっていますか。

**【事務局】**

○農業公園内の建物は、非農地という形で農用地区域に含んでおりません。あくまで農用地区域の指定は、現状では農地しかございません。

**【D 委員】**

○今後は、農用地区域に用途区分の追加が可能ということですね。

**【事務局】**

○はい、そうです。



**【D 委員】**

○今後は、富田林市においても大規模農家に集約していくと思いますので、営農規模に応じた農業施設用地の導入の考えは賛成です。本計画（案）には、農業用施設用地の確保を図ると明記しているんですね。

**【事務局】**

○はい、そのように明記しております。

**【B 委員】**

○西板持地区は、盛んに農業されており、山本委員も観光農園でいちごを栽培されていますが、お客さんに対しての休憩所や、お手洗など必要であると思いますが、今後可能になるのですか。

**【事務局】**

○はい、可能になります。あくまで農用地区域の指定の中で、可能ということです。

**【副会長】**

○農地を購入した場合、3年3耕作をしないと、転用できないと思いますが、その辺りはどうなんでしょうか。

**【事務局】**

○農地の転用等については、農業委員会の運用になるため、今後も変わりません。

**【副会長】**

○規模を拡大して経営されるか方も多いので、休憩所などの整備は必要と思いますが、規制が緩和することで、違った用途に悪用されることもあると思います。その辺りは気をつける必要があると思います。

**【会長】**

○資料の中でも、農業用施設の例として休憩所の記載がありましたが、整備する施設の内容については、割と幅が広いと感じます。これも農業の規模や内容に応じて必要なものを判断することが大事であり、計画そのものを書くのではなく、運用面で配慮するなどの整理が大事だと思います。

**【B 委員】**

○伏見堂・横山地区のは場整備完了後の担い手の1人なのですが、整備後の農地で、従業員の駐車場などが必要ですが、農業用施設用地として整備できますか。

**【事務局】**

○伏見堂・横山地区のほ場整備は、国費を投入し土地改良事業としての規制の中で運用しますので、農業用施設用地は認められません。

**【C 委員】**

○農業用施設用地にすると、簡易トイレではなく、水洗トイレの設置もできますか。

**【事務局】**

○はい、可能です。ただし、建物としての建築確認などの関係法令の遵守は必要となります。

**【D 委員】**

○農地にも水道はひけますか。過去に水道をひけないと聞いたことがあるのですが。

**【事務局】**

○農地でも水道はひけます。水道法上でも地目による規制はございません。

**【会長】**

○今年度、協議会をスタートさせて計画を策定し、実際の運用は来年4月からのイメージですか。

**【事務局】**

○大阪府や関係機関とも同意手続きを行う必要があり、スケジュールどおりに進まない可能性もありますが、予定では今年度整備計画を策定し、来年度からの運用を目指しております。

**【会長】**

○計画（案）第2章の整備開発計画では、先ほど伏見堂・横山地区のほ場整備事業がありましたが、第4章の近代化施設整備計画なども必要だと思いますが、新たな計画はないということですね。第5章の農業を担うべき者のための支援活動ですが、継続的に富田林市の農業を支えていくには、富田林市きらめき農業塾などの取組みも重要だと思います。

**【B 委員】**

今農地の貸借で一番短い期間で1年と言われることがあり、作付けのタイミングなどで、次の準備をしたいが、更新の確約ができるかわからない時があります。ここを何とか改善できないかと思えます。

#### 【D 委員】

○貸主が何年間と決めることが多いのですが、サラリーマンの方などは、いい話があれば売りたい時に売れるようにという考えがあるため、すぐに返してもらえる1年を設定しますが、借りる方からすれば、少し不安定なところがあります。

#### 【事務局】

○農業経営基盤強化促進法の改正があり、相対での農地利用集積計画による利用権設定は、令和6年度で終了になります。令和7年度以降は農地中間管理機構を介した利用権設定にあるため、基本的には農地中間管理機構を介す場合、10年間の設定となります。ただし、例外として営農が安定していない新規就農者などへの貸付けは5年間としています。今後は、この運用のみになりますので長期的な貸借がされると考えています。

#### 【会長】

○貸借期間が10年になるのはいいことだと思いますが、10年になった途端に貸し渋ることも増える気がします。うまく施策で対応を考えていかないと、担い手にとっても気軽にやりたいと思う人が出来なくなるのではないかと思います。令和7年度からの利用権設定の運用は、大阪府下一律ですか。

#### 【事務局】

○はい、そうです。

#### 【会長】

○今回の計画策定タイミングで、利用権設定の話を書き込める箇所はないですか。

#### 【事務局】

○第4章の農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画のところ、農業経営基盤強化促進法の改正を追記させていただきます。

#### 【D 委員】

○第6章の農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画のところですが、都市住民の農業に対する理解を深めるための情報発信体験交流の活用を図るということで、富田林市農業公園を記載してはどうかと思います。開園から30年が経過し、改修などが必要ですが、過去には、市の農業体験や交流の場の中核を担ってきたのではないかと思います。富田林市農業公園を中心に都市住民との交流施設の整備について検討していくような市の将来的なビジョンを明記する必要があると思います。

**【事務局】**

○子供たちの学習も含めいろんな交流を図って農業を活性化していく、ひいては農用地の確保にも繋がる施設であるということは間違いありませんので、追記を検討させていただきます。

**【A 委員】**

○富田林市では現在、何人の新規就農者がいますか。また、農業をやめられた方は、どのくらいいますか。

**【事務局】**

○現在は、概ね年2人ほどが新規就農者になられており、全部で10人ほどです。経営開始5年が経過しますと、随時、国版認定農業者に移行してる状態です。農用地利用計画のところで、農家数の推移を記載していますが、年数十人が農業をやめられています。

**【B 委員】**

○実際、農業は厳しく中々続かないのが現状です。雇用就農でも3年で転職する人が多く、そこが課題です。

**【事務局】**

○今回、農業用施設用地としての活用を提案させていただいたのは、もともと農家は、農地の近くに家があり、農業を営むイメージでしたが、新規就農者などの都市部から通って農業を営む方や企業参入などへの対応を目的としています。家から農地までトラクターでは遠くて行けない方や、荷造りする場所が無い方など、本来農業をするために必要な施設は可能にしていこうということから、農業用施設用地を今回計画（案）に盛り込ませていただきました。

**【会長】**

○新しい就農者については、根源的な課題なのかなと思いますのでこの状況をどうやって向上させていくかを考えていくうえで、農業用施設用地の設定が少しでも環境整備面をサポートできればと思いますし、より根本的に新しい担い手の育成支援も大事だと思います。これらは総合的に考えていかないとなかなか解決していかない問題で、富田林の農業にとっての本質的な問題だと思いますので、ぜひ施策としても充実していただければと思います。

**【会長】**

○そのほかにお気づきの点がありましたら直接事務局にご報告いただければと思います。基本的に今日いただいた貴重なご意見を踏まえて素案の中身をブラッシュアップし、次回は11月上旬頃にもう一度計画（案）をお示し、最終の計画策定に向けて、協議会を進めて参ります。

4. その他

5. 閉会

ここに、この議事要旨が適正であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名人

議事録署名人